

第10次廃棄物処理計画における目標値の設定

1 現計画における目標値

現計画の目標値は、前計画の目標達成見込みの状況や国の基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（改正：平成28年1月））で示された目標を参考にして定めた。

2 次期計画の目標値設定の考え方

国からの通知では、現基本方針の改正は行わず、令和2年度以降については、第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次基本計画」という。）等の目標を参考にして施策を進めるとされている（令和2年3月16日付け事務連絡（環境省）（参考資料6））。

次期計画の目標項目については現計画と同様とし、目標値設定にあたっては、以下の考え方を基本として設定する。

- ① 国の第四次基本計画の目標値を基本とする。
- ② 平成30年度の実績値が上記①で設定する目標値を既に達成している場合には、国の目標以上の高い目標値とする。

3 食品ロスの削減の目標について

第四次基本計画や食品リサイクル法に関する基本方針において、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定している。

都道府県における食品ロス量の推計方法が確立されていないことから、数値目標は定めず、展開する施策の中で、食品ロスの削減に向けた推進体制を構築し、県全体として食品ロスの抑制に努めることを記載する。